

第1編 総則

第1章 計画の目的と構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、島本町防災会議が定める計画で、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町・大阪府・指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画の構成は次の通りとする。

構 成	内 容
1 総則	町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
2 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が、迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。
3 地震災害応急対策	地震発生直後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等について定める。
4 風水害等応急対策	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策を定める。
5 その他災害応急対策	地震、風水害以外の災害応急対策について定める。
6 災害復旧・復興計画	住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定める。
付編 東海地震の警戒宣言に伴う対策	東海地震の警戒宣言が発せられた場合の対応策を定める。

第3節 計画の習熟と修正

第1 計画の習熟

町及び防災関係機関においては、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から訓練その他の方法によって、この計画の習熟に努めるものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもちろんのこと、企業等においても災害を未然に防止し、又は災害時に迅速かつ的確に災害に対処できるよう、適時、地域住民等の参加を得て防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して防災広報の徹底を図る。

第2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを速やかに修正するものとする。

防災計画の修正は、次のとおり行う。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

